

## 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針 概要版

### 第1章 現状と課題

- ①これまでの取組…平成20年に方針を策定し、近接学校への対応、通学区域の変更などの取組を実施  
⇒依然として小規模化する学校や、施設規模を超える学校があり、引き続き取組が必要である。
- ②人口の動態…これまで増加傾向にあった人口が、少子高齢化の進展により減少し、児童・生徒数の減少が顕著になる。⇒より良い教育環境の整備と教育の質の充実を図る必要がある。
- ③教育内容の変化…近年の社会の変化に伴い、未来の創り手となる子どもたちに求められる資質・能力も変化  
⇒多様な教育活動が展開できるよう一定の学校・学級規模を確保することが求められている。
- ④施設の更新需要と公共施設再編…多くの市公共施設が、今後、一斉に更新時期を迎えることとなる。⇒公共施設の方向性を「総量抑制」と定めており、市公共施設の約6割を占めている学校施設の対策が課題となっている。

### 第2章 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針について

- 小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組を推進するために、今後の中長期的な対応について、適正規模・適正配置の基本的な考え方や基準、進め方を示す。
- 今後の人口動態により児童・生徒数の推計値が変動する可能性があるため、10年を目途に時点修正を行う。
- 本市の実情を踏まえ、文部科学省が平成27年に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、平成31年に公表した「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を基に、基本方針、個別施設計画に基づき実行していく。

インフラ長寿命化計画(国)

公共施設等総合管理計画(市)

適正規模・適正配置基本方針  
⇒学校施設個別施設計画

学校施設個別施設計画

- 学校施設の全体把握
- 老朽化状況の把握
- 今後の維持・更新コストの把握
- 直近の整備計画の策定

### 第3章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

本市の学校施設の適正規模・適正配置について、懇談会報告書において示された以下の5つのポイントを踏まえて検討、取組を推進していきます。

#### 【ポイント①】教育効果の向上を踏まえた取組

**L** 学校の規模や配置、複合化などを検討する際には、配置バランスや地域の実情を考慮するとともに、地域との連携を含め教育効果を向上させる視点を重視していきます。

#### 【ポイント②】地域との対話による学校づくり

**L** 小規模校・大規模校のメリット・デメリットを踏まえつつ、保護者や地域住民と十分な議論を重ねて合意形成を図り、活力ある学校づくりに向けた検討を行います。

#### 【ポイント③】学校施設に求められる役割

**L** 小中一貫教育の取組や多様な学習環境の実現など学校教育施策への対応に加え、生涯学習や地域コミュニティの拠点としての役割も視野に入れた検討を行います。

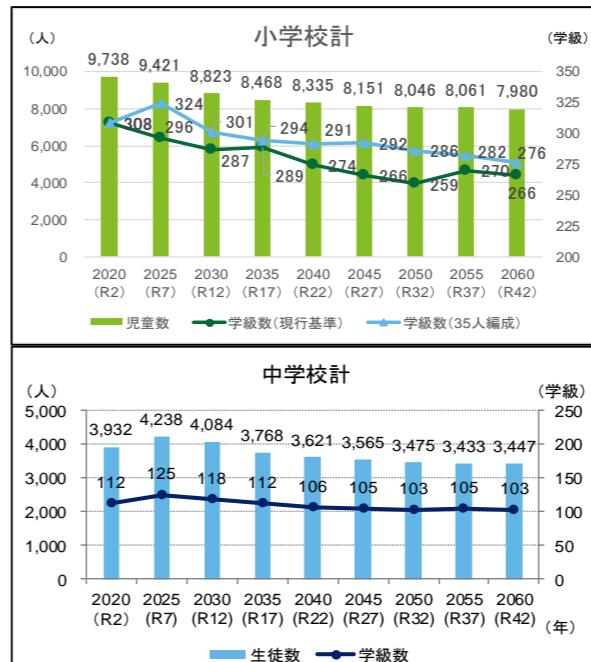
#### 【ポイント④】効果的な教育活動

**L** 地域コミュニティやまちづくりの状況のほか、児童・生徒数からの学級数の推移を踏まえた学校規模に応じて、効果的な教育活動を行うことができる取組の検討を行います。

#### 【ポイント⑤】特定課題への対応

**L** 近接配置の課題解決を図るため、ひばりが丘中学校跡地の移転用地としての活用や、小中一貫校、施設複合化、通学区域の見直しなど、多角的な検討を行います。

### ◆児童・生徒の推計

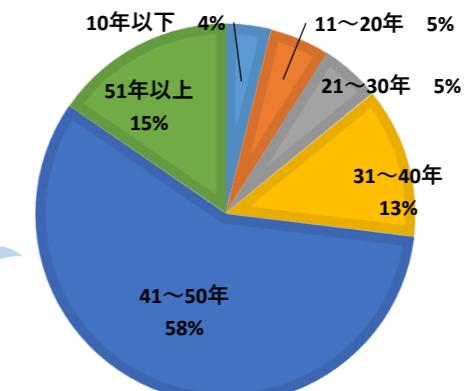


#### ○児童・生徒数、学級数の推計

- ・児童・生徒数の合計数は年々減少していく傾向
- ・学校ごとに増減の波がある。
- ・単学級はないが、学級数が基準を下回る見込みの学校がある。
- ・1学級当たりの児童・生徒数が基準を大きく下回る学校がある。
- ・小学校で35人編成※となった場合には、令和7年度に学級数が最多となる。

※小学校において、令和3～7年度の間に、段階的に35人編成とする想定

### ◆学校施設の経過年数



#### ○施設老朽化の状況

- ・“校舎”の経過年数を中心として検討
- ・長寿命化対応の可否を検証
- ・施設更新の方法を検討
- (更新費用平準化)

### ◆検討する際の考え方・視点

#### ①適正な学校規模の確保

- ・1学年の学級数  
小学校:各学年2学級以上 中学校:各学年3学級以上
- ・1学級の児童・生徒数  
小学1・2年生及び中学1年生→35人  
小学3～6年生及び中学2・3年生→40人

※この基準は令和3年1月現在の法令等に基づくものです。現在、国において、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、法改正も含めて検討が進められており、今後の国や東京都の動向により、この基準を見直すこととします。

#### ②効率的な学校運営の確保

- ・児童・生徒数の推計から全体としては減少傾向
- ・各学校で増減の波が生じる見込み
- ・学級数が基準を下回る見込みの学校がある。
- ・単学級となる見込みの学校はない。
- ・1クラスの人数が基準を大きく下回る学校がある。

#### ③通学距離及び通学区域の設定

- ・おおむね、小学校4Km以内、中学校6Km以内
- ・防犯面・交通安全面からの環境・距離
- ・地域コミュニティとの整合
- ・学校選択制度の検証

#### ④その他教育施策等への対応

- ・変化する教育環境への対応
- ・地域との連携・協働
- ・西東京市独自の小中一貫教育

#### ⑤学校施設の有効活用と多機能化、複合化

- ・児童・生徒数の減少に伴う余裕教室等の有効活用

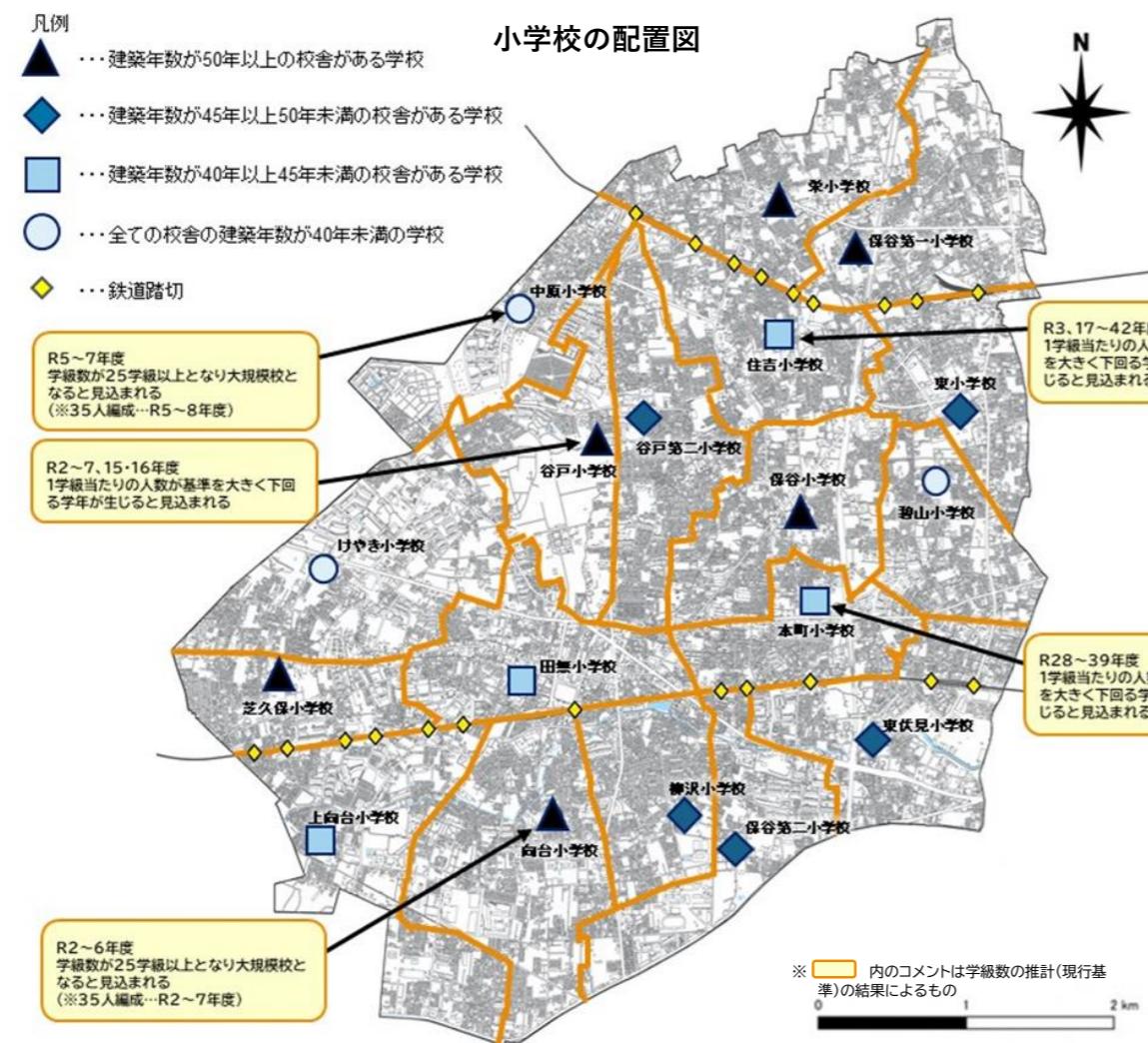
- ・学童クラブ、社会教育施設など他の施設との複合化
- ・地域の防災拠点としての役割
- ・プール施設の在り方

- ・ひばりが丘中学校跡地を活用する解決策の検討

#### ⑥老朽化施設の計画的な更新

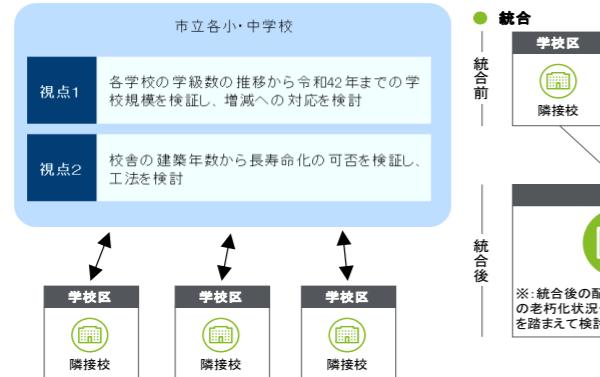
- ・更新費用の平準化(長寿命化・建替え)
- ・建築年数・児童・生徒数の推計から優先順位の検討
- ・将来的な転用を考慮した工法の導入

## 第4章 適正規模・適正配置の取組方針



### ◆学校施設の方向性の検討

今後、一斉に更新時期を迎える更新需要に対応することは困難であり、隣接校との通学区域の調整、近接校の統合や複合化などを検討するほか、工法として長寿命化と建替えとの方策を組み合わせにより、更新費用を平準化する。以下の視点①②双方の側面を勘案し、個々の学校のみで検討を進めるのではなく、隣接する学校や同時期に建設された学校などを含めて総合的な視点で優先順位や内容を検討していく必要がある。



### ◆取組推進時の留意点

保護者・地域住民への適切な情報公開・連携により、基本方針の考え方や学校施設の課題・見通しを共有し、十分な意見交換・合意形成の上、取組を推進する。

